

(一関市文化センター条例施行規則の一部を改正する規則)

改正前				改正後			
別表第1 (第13条関係) 附属設備等の利用料金				別表第1 (第13条関係) 附属設備等の利用料金			
(単位：円)				(単位：円)			
区分		名称	利用料金の限度額(1回につき)	区分		名称	利用料金の限度額(1回につき)
大ホール	舞台	所作台(一式)	4,000	大ホール	舞台	所作台(一式)	4,100
		[略]				[略]	
		音響反射板	3,000			音響反射板	3,100
		[略]				[略]	
		ピアノ(日本製)	3,500			ピアノ(日本製)	3,600
		ピアノ(外国製)	7,000			ピアノ(外国製)	7,300
		16ミリ映写機	2,700			16ミリ映写機	2,800
		リノリウム(一式)	3,000			リノリウム(一式)	3,100
		張出し舞台(一式)	3,000			張出し舞台(一式)	3,100
		[略]				[略]	
	音響	拡声装置(一式)(マイク2本含む。)	4,000	音響	拡声装置(一式)(マイク2本含む。)	4,100	
		[略]			[略]		
	照明	ボーダーライト(3列)	2,400	照明	ボーダーライト(3列)	2,500	
		[略]			[略]		
中ホール	舞台	所作台(一式)	2,500	中ホール	舞台	所作台(一式)	2,600
		[略]				[略]	
		ピアノ	3,000			ピアノ	3,100
	[略]		[略]				
	音響	拡声装置(一式)(マイク2本含む。)	3,000		音響	拡声装置(一式)(マイク2本含む。)	3,100

	[略]	
	[略]	
[略]		
その他	[略]	
	テレビ中継（一式）	5,000
	ラジオ中継（一式）	2,500
	[略]	

備考 [略]

## 別表第2（第13条関係）

その他の場所（広場を含む。）の利用料金

（単位：円）

利用区分		利用時間		利用料金の限度額
ロビー等の占有利用料金	売店を設置する場合	年額 15,000		
		1日につき	4時間以内	6,500
			8時間以内	13,000
広場の占有利用料金	販売その他の営利を伴う場合	1日につき	4時間以内	6,500
			8時間以内	13,000
		[略]		
その他	施設内での販売行為	1日につき	4時間以内	6,500
			8時間	13,000

	[略]	
	[略]	
[略]		
その他	[略]	
	テレビ中継（一式）	5,200
	ラジオ中継（一式）	2,600
	[略]	

備考 [略]

## 別表第2（第13条関係）

その他の場所（広場を含む。）の利用料金

（単位：円）

利用区分		利用時間		利用料金の限度額
ロビー等の占有利用料金	売店を設置する場合	年額 15,700		
		1日につき	4時間以内	6,800
			8時間以内	13,600
広場の占有利用料金	販売その他の営利を伴う場合	1日につき	4時間以内	6,800
			8時間以内	13,600
		[略]		
その他	施設内での販売行為	1日につき	4時間以内	6,800
			8時間	13,600

以内

別表第3 (第13条関係)

ホール・展示室等の冷暖房等の利用料金

利用区分		利用料金の限度額
[略]		
電気器具等 _____ _____ _____ _____ _____を持込 使用する場合 の電気料金	消費電力 1 kWにつき	[略]

別表第4 (第13条関係)

研修室等に電気器具等を持込使用する場合の利用料金

利用区分		利用料金の限度額 (1時間につき)
次項に定めるものを 除き、電気器具等(消 費電力500W以上のも の)_____ _____を持込使用する 場合の電気料金	消費電力量 1 kWhま で 消費電力量 1 kWhを 超える場合	50円  50円に 3 kWhごとに50 円を加算した額
研修室1に電気楽器・音響機器を持込使用 する場合の電気料金		100円

以内

別表第3 (第13条関係)

ホール・展示室等の冷暖房等の利用料金

利用区分		利用料金の限度額
[略]		
電気器具等 (消費電力の 合計が500Wを 超える場合に 限る。)を持込 使用する場合 の電気料金	コンセント 1か所につ き(消費電力 は1500Wまで とする。)	[略]

別表第4 (第13条関係)

研修室等に電気器具等を持込使用する場合の利用料金

利用区分		利用料金の限度額 (1時間につき)
_____電気器具等(消 費電力の合計が 500W を超える場合に 限る。)を持込使用する 場合の電気料金	コンセント 1か所 につき(消費電力は 1500Wまでとする。)	50円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。